

監査事務所等モニタリング基本方針

— 高品質な監査の実現に向けて —

〔 公認会計士・監査審査会 〕
令和 7 年 5 月 28 日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来 7 期 21 年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第 8 期（令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月）においては、以下に示す公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）をめぐる環境やモニタリング¹の目的及びその達成に向けた考え方を踏まえて監査事務所に対するモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

【監査及び監査事務所をめぐる環境】

国際情勢の変動等に伴い不確実性の高い経営環境が続く中、監査人は、引き続き高度な監査上の判断を迫られる状況にある。

また、監査及び監査事務所をめぐる環境については、以下のような変化が生じている。

- ・ 改正公認会計士法（令和 5 年 4 月施行）により導入された上場会社等監査人登録制度においては、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に設置された上場会社等監査人登録審査会による登録審査が順次進められてきており、令和 7 年 4 月末時点での上場会社等監査人登録者数は 123 事務所となっている。
- ・ 「監査に関する品質管理基準」については、令和 3 年 11 月、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする改訂が行われている。また、当該改訂に対応して、令和 4 年 6 月には、品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」の改正、品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」の

¹ モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に対する報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に関する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

制定が行われている。さらに、上記以外にも、令和4年6月には、監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」が改正され、令和5年1月には、監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」及び監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」が改正され、同年7月には、財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」が改正されるなど、監査の基準の改正が継続的に進められている。

- ・ サステナビリティ情報の開示については、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、令和5年6月、国際的なサステナビリティ情報の開示基準である、全般的な開示要求事項（S1 基準）及び気候関連開示基準（S2 基準）を最終化し、公表している。また、我が国では、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が、令和7年3月、日本におけるサステナビリティ情報の開示基準として、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」及びサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」を最終化し、公表している。さらに、金融審議会に設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」及び「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」において、我が国におけるサステナビリティ情報の開示や保証のあり方に関する議論が進められている。
- ・ 大手監査法人²及び準大手監査法人を中心に、監査のIT化（データの集計・加工等の自動化やAIを用いた分析ツールの導入等）が積極的に進められている。また、中小規模監査事務所においても、監査調書の電子化や仕訳分析ツールの導入等のIT化が進められている。監査のIT化の導入・進展のためには、監査実施者におけるITスキルの向上が不可欠であり、今後、事務所の規模を問わず、監査実施者においてITに関する知見が広く共有されることが期待されている。
- ・ 公認会計士登録者数の増加率（平成25年3月末から令和5年3月末までの期間の増加率：37.9%）と比較して、監査法人に所属する公認会計士数の増加率が低率にとどまる（同期間の増加率：9.2%）など、近時、監査業務に従事する公認会計士の不足が懸念されている。

このような中、審査会は、公認会計士試験受験者の裾野拡大や多様性確保

² 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・ 大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwC Japan有限責任監査法人の4法人を指す。
- ・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人及び東陽監査法人の4法人を指す。
- ・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

に向けた取組を実施している。また、協会を中心に、監査の意義や魅力に関する発信が行われるほか、各監査事務所では、監査業務の効率化や勤務形態の柔軟化等が進められるなど、上記懸念の解消に向けた取組が実施されている。

- ・ 上場会社の会計監査人の交代については、令和4年6月期をピークに減少する傾向にある。他方で、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への異動傾向は続いており、上場会社を監査する担い手の裾野は引き続き拡大している。

【モニタリングの目的及びその達成に向けた考え方】

審査会のモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。

モニタリングの実施に当たっては、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることとする。

また、モニタリングの実施に当たっては、

- ・ 監査事務所のガバナンスが監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか
- ・ 上場会社等の監査を行う監査事務所については、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の趣旨を踏まえ、監査の品質の確保及びその持続的向上に向けて、経営機能が実効的に発揮されているか、また、経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能が確保されているか
- ・ 監査の実施に当たり、職業的懐疑心を適切に発揮されているか。また、各監査業務が内包する監査リスクを適切に把握した上で、当該リスクに見合う監査資源が確保・投入されているか
- ・ 監査の基準や、監査の基準が求める手続の水準を的確に理解した上で、監査が実施されているか
- ・ 協会による品質管理レビューや審査会によるモニタリングを通じて検出された問題点について、根本原因を的確に究明した上で、これに適切に対応する改善措置が実施されているか

などを重視するほか、上場会社等監査人登録制度の下、その重要性が増している品質管理レビューについて、その実効性向上に向けた取組強化を更に促していく。

審査会は、金融庁関係部局や協会、会計監査に関係する業界団体等（以下「関係機関」という。）との意見交換や連携、監査事務所との対話、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）³や外国監査監督当局との連携により情報を収集するほか、得られた情報をモニタリングに活用する。また、モニタリングにより把握した有益な情報については、関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

審査会は、上記を踏まえ、第8期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

1. モニタリング基本方針（検査以外の基本方針）

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係機関との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報を収集するとともに、課題や問題意識を共有する。

さらに、収集した情報の分析により、監査事務所の実態やリスクを的確に把握するとともに、より効果的かつ効率的な検査を実施する。

こうした取組を通じて、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

（1）協会の品質管理レビューの検証等

監査事務所の品質管理態勢等に関する評価が、審査会検査と協会の品質管理レビューとで乖離する事案が継続的に認められる中、審査会は、品質管理レビューの実効性の検証を行い、その結果について意見交換等を通じて協会と共有するなどして、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促してきている。

また、協会においては、品質管理レビューの実効性向上に向けて、品質管理レビューの実施体制の強化、リスク・アプローチの徹底、品質管理レビュー報告書の明瞭化、監査調書の改ざんへの厳格な対応等の施策を講じてきている。

審査会としては、個別事案に関する実施結果の協会との共有（実務者レベル検討会）、品質管理レビューの担当者（レビューアー）向け研修等を通

3 平成18年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和7年4月末時点で、我が国を含む56か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

じて、品質管理レビューの指導・監督機能の発揮及び実効性の向上に向けた取組強化を更に促していく。また、審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、上場会社等監査人登録制度の運用を担う協会による品質管理レビューの在り方、両者の役割やそれを踏まえた深度ある連携等に関しても、協会との議論を進めていくこととする。

(2) 報告徴収

我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢等の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。また、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、効果的な報告徴収を実施する。

なお、報告徴収の実施に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなどして、効率的な実施に努める。また、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に係るヒアリングを併せて実施する。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、定期的に報告徴収を実施することとし、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集し分析する。

イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき報告徴収を実施し、業務管理態勢等の状況について、監査事務所ごとの規模や特性を踏まえた情報を収集し分析する。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

(3) 監査事務所との定期的な対話等

審査会は、監査事務所の経営層との対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であり、

こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係機関との積極的な意見交換や連携にも努める。

2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度等に応じた検査を実施するとともに、デジタル技術を活用するなど、効果的・効率的な検査の実施に努める。また、検査以外のモニタリングと一体的に運用することにより、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。また、検査先である監査事務所から意見を聴取する検査モニター⁴を実施し、検査の適切性を確保するとともに、より効率的な検査を実施するための参考とする。

(1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、その資本市場における役割の重要性に鑑み、原則、2年に一度の頻度での検査を実施するとともに、翌事務年度には当該検査に対するフォローアップ（前事務年度に実施した検査での指摘事項の改善状況の検証）を実施する。

なお、フォローアップについては、原則、報告徴収によるものとするが、前事務年度実施の検査の結果等を踏まえ、検査により実施することがある。

イ 準大手監査法人については、原則、2年に一度の頻度での検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、

4 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以降、検査結果を通知するまでの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。また、中小規模監査事務所が上場会社監査の担い手として果たすべき役割の重要性に鑑み、引き続き、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用に努める。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

（２）検査の着眼及び留意点

ア 検査においては、以下の事項を中心に検証を行う。なお、各事務年度における検査の重点事項については、事務年度ごとに策定・公表する「監査事務所等モニタリング基本計画」においても、適宜、公表することとする。

○ 品質管理関連

- ・ 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ・ 業務管理態勢の実効性
- ・ 改訂品質管理基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況
- ・ 品質管理に関する施策の監査現場における浸透・定着状況
- ・ 監査資源の確保、育成（教育・訓練を含む。）及び配分の状況
- ・ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯
- ・ 監査調書の管理の状況

○ 個別監査業務関連

- ・ 不正リスクに対応した監査の実施状況
- ・ 収益認識に係る監査の実施状況
- ・ 会計上の見積りに係る監査の実施状況

イ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の業務管理態勢等の実態を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における根本原因分析に資するように留意する。

3. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

(1) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等⁵に対するモニタリングにおいては、監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）⁶や二国間の情報交換の枠組み（EOL）⁷の活用により積極的に情報共有を行うとともに、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

また、IFIAR における議論への積極的な参加や外国監査監督当局との連携を通じて、グローバルネットワーク等の動向についての情報を収集するとともに、外国監査監督当局による監査監督手法等を把握し、審査会によるモニタリングに活用する。

(2) 報告徴収及び検査

審査会は、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により必要な情報が得られ、相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとするが、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施する。

なお、報告徴収及び検査の実施に当たっては、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により実施することとする。

4. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上を促すためには、検査結果を監査事務所に的確に示すことに加え、モニタリングの成果を金融庁関係部局、協会及び関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供し、会計監査への関心や理解を深めていくことも重要である。審査会は、このような観点から、モニタリング情報の発信やその充実に努めることとする。

ア 監査事務所に通知する検査結果については、監査事務所が指摘内容等を

5 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

6 令和7年4月末時点で、22 か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

7 令和7年4月末時点で、9 か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

的確に理解し、被監査会社の監査役等への伝達を適切に行えるよう⁸、また、被監査会社の監査役等が当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等を的確に把握できるよう、検査結果の記載内容の充実に努める。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を「モニタリングレポート」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、情報の充実や発信に努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査における指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、最新の指摘事例を追加するなど、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容の充実に努める。また、全国の協会地域会等での講演等を引き続き実施するほか、市場関係者等に対する発信にも努める。

以 上

8 監査事務所が検査結果等を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。